

1 託児サービスの設定

別添「託児サービス提供の詳細」のとおり

2 託児サービス利用対象者

次のいずれにも該当する者であること。

- ① 就学前の児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ。）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない者、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない者。なお、就学前の児童とは、児童福祉法第4条において定める児童のうち就学前の児童とし、次の(a)、(b)に分類されること。
 - (a)乳児：満1歳に満たない者
 - (b)幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- ② 県が利用希望者から提出された託児サービス利用申込書等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた者

3 委託費

- ① 託児サービスの実施に必要な経費（以下「託児サービス経費」という。）は、託児サービス提供機関における一般の利用者の利用単価と同額であることとし、児童1人1月当たり66,000円（外税）を上限とする。

また、幼稚園に通っている児童の夏季休暇等の期間（以下「一時的利用期間」という。）及び算定基礎月が1か月に満たない期間については、1日当たり3,300円（外税）を上限とする。なお、一時的利用期間及び算定基礎月が1か月に満たない期間の場合であっても1月当たりの上限は66,000円（外税）を上限とする。
- ② 託児サービス経費は、原則として訓練終了後、請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

【年度をまたぐ訓練の場合】

年度毎の契約額の範囲内において、年度毎に要した委託費について受託者の請求に基づき支払うが、初年度分に要した経費に関しては、訓練期間、訓練が修了しているか否かに関わらず、当該年度末をもって支払う。ただし、訓練期間が年度をまたぐ場合は、年度をまたぐ月については全ての委託費を終了年度で支払うこととする。

(別添)

託児サービス提供の詳細

1 託児サービスの提供方法

次のいずれかの方法により託児サービスを提供すること。

(1) 施設内サービス

委託訓練を実施する機関（以下「訓練実施場所」という。）の施設内において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

(2) 施設外託児サービス

訓練実施場所の施設外において、訓練実施機関自らが又は委託により、託児サービスを提供する。

この場合であっても、原則として受講者自らが施設外託児サービス提供場所まで児童の送迎を行う必要がある。

なお、訓練実施場所の近隣において施設外託児サービスの提供ができない場合、訓練実施場所には受講者と施設外託児サービス提供機関との間で児童の引渡しを行う場所を設け、施設外託児サービス提供機関は送迎中の安全に配慮のうえ、その場所まで児童の送迎を行う等、必要に応じて対応すること。

また、近隣の施設外託児サービスの場所は、訓練実施場所から通所可能な適切な距離にある場所であること。

2 託児サービス提供機関

次の（１）から（３）の基準について、いずれも該当する機関であること。

(1) 児童福祉法又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に定める次のいずれかの施設において託児サービスを実施すること。

- ① 保育所（保育所型認定こども園を含む）（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として保育所で行われる一時預かり事業に限る。）
- ② 小規模保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）を満たしているものであって、原則として小規模保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）
- ③ 家庭的保育事業（家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として家庭的保育事業で行われる一時預かり事業に限る。）
- ④ 幼保連携型認定こども園（幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を満たしているものであって、原則として幼保連携型認定こども園で行われる一時預かり事業に限る。）
- ⑤ 認可外保育施設（幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園及び企業主導型保育施設を含む）（認可外保育施設指導監督基準を満たしているものに限る。）
- ⑥ 一時預かり事業を行う施設（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）に規定する基準を満たしているものに限る。）

(2) 託児サービス機関自らが、託児中の事故等に備え、傷害保険、賠償責任保険等に加入すること（保育を受ける児童及び保育者の双方を対象としたもの）。

(3) 児童福祉法等の関係法令及び通知を遵守すること。また、岐阜県において定める基準等を遵守すること。

3 託児サービスの提供内容（保育内容）

託児サービスの提供は、訓練時間中及び休憩時間中とし、児童福祉法に定める保育所並びに小規模保育事業、家庭的保育事業、一時預かり事業を行う施設及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に定める保育所型認定こども園においては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生労働省令第63号）を満たす保育内容を、同法に定める幼保連携型認定こども園においては、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）を満たす保育内容を、同法に定める幼稚園型認定こども園及び地方裁量型認定こども園、認可外保育施設においては、認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成13年3月29日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知雇児発第177号）を満たす保育内容を提供すること。

なお、授乳・補水補助については託児サービス提供業務に含むものとするが、食事等の補助については、託児サービス提供機関等と協議の上、託児サービスの提供内容に含むものとするか否かを決定すること。

4 託児サービスの利用料

託児サービスの利用料は無料とする。

ただし、託児サービス利用料に含まれない食事・軽食（ミルク、おやつを含む）代、おむつ代等、実費分については、受講者（保護者）の負担とする。

5 託児サービス内容の説明等

託児サービス提供内容、保護者（受講者）の負担となる実費分等について、受講者募集の際に必ず書面において利用希望者に周知すること。

託児サービスの利用希望者に対して、提供される託児サービスを利用するための契約内容及びその履行に関する事項について説明し、契約内容を記載した書面を託児サービスの利用希望者に交付すること。

【書面交付事項】

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び所在地
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携する医療機関の名称、所在地及び提供内容
- ・託児サービスを提供する機関における、利用者から苦情を受け付ける担当職員及び連絡先

6 託児サービスの実施に係る報告等

託児サービス提供機関は、託児サービスの実施に係る日誌を作成し、訓練終了時に提出すること。日誌の用紙については、A4両面印刷とし、託児所ごとに作成すること。